

乙第一五〇號  
起  
昭和五年十一月三十日  
決  
昭和  
年  
月  
日  
施行  
昭和  
年  
月  
日

內閣官房長官  
內閣官房次長  
內閣官房長官  
內閣官房次長

年十一月二十日

總理廳官房總務課長

總理廳官房人事會計、監查各課長  
同 審議室總理廳事務官  
總理廳恩給統計兩司長  
官內府長官官房文書課長

賞勳局庶務課長  
獸災復興院庶務課長  
第二復員局文書課長  
俘虜情報局總務課長  
經濟安定本部庶務課長  
物價廳庶務課長  
行政調查部總務部長  
新聞出版用紙割当事務局長  
統計委員會事務局長  
中央公職適否審査委員會事務局長  
公正取引委員會事務局總務部長  
公職資格試験委員會事務局長  
中央行政監察委員會事務局長

臨時人事委員会事務局長

以上各通

案(一)

緊急電力制限実施に關する件  
標記の件について、別紙のとおり商工次官から通牒  
があつたのでよろしく御配意願ひたい。

内

開

日本標準規格D5(十四行紙)

裏面白紙

裏面白紙

(別紙添附)

二二電第一〇六〇号

昭和二十二年十一月十一日

内閣官房長官 啓

商工次官

緊急電力制限実施に関する件

首途の件に関し、現下の異常高水及び需用増加による緊急送電遮断を除去し、産業  
 及び国民生活の安定を図り併せて冬期火力発電用貯炭の節約をなすため緊急措置と  
 して別紙「電力緊急調整実施要領」により電力制限を実施することとし、十一月七日  
 閣議決定を得、今般これに基く告示を別添の通り告示したが貴省及び出先機関に於  
 てもこの制限の趣旨を諒知の上一般に率先しこれが励行をされたい。  
 なお電熱釜(電気風呂用)のものを含むは嚴にこれが使用の禁止を励行されたい。

商工省告示第八十二号

電気供給調整規則第一條但書の規定により、昭和二十二年十一月三十日まで次のように電氣の使用制限を行う。

昭和二十二年十一月十日

商工大臣 水谷長三郎

第一條 電気使用者は、左の用途に電氣を使用することができない。

一 暖房用電熱器、調理用及び湯沸用電熱器（一電氣使用者の使用する電熱器総容量一、二キロワット以下のもを除く）、電氣風呂用電熱器（公衆浴場用のもを除く）、電氣温水器、電氣製塩、電氣ボイラー、広告燈、看板燈、電飾、ネオンサイン（公衆標識用のもを除く）、屋外投光器（交通及び作業用のもを除く）、多燈式街路燈、エレベーター（傷病者運搬用、貨物運搬用及び地上五階以上にわたるものを除く）、エスカレーター（貨物運搬用のもを除く）。

第二條 電気使用者は、左の時間中は電氣を使用することができない。

一 電氣供給調整規則（以下單に規則といふ）別表（一）に掲げる第一種需用については、同規則改正前の第二條の二又は第四條の規定により電氣の供給又は使用停止を指定された日においては午前七時から午後九時まで、その他の日においては午後四時から午後九時まで。

二 規則別表（一）に掲げる第二種需用及び第三種需用については、電燈用（地下室その他臺間と点燈を必要とする場所の使用その他及びラジオ受信器用を除く）及び動力用（は午前六時三十分から午後四時三十分まで、電熱器用は午前六時から午後八時まで）。

第三條 前條第一号の制限は、甲類（一）に属する工場及び事業場並に設備の存する電氣の使用を停止することのできない設備に使用することには、これを適用しない。

商工局長は、特定の工場又は事業場を指定して前條第一号の電氣を使用することのできない時間を短縮することができる。

電氣使用者は、前二項の規定により、前條の規定による制限を除外されるもの又は制限時間を短縮されたものについては、その旨を当該工場又は事業場の公衆に見易い場所に標示して置かなければならない。

第四條 商工局長は、その地方の事情により第二條の制限を緩和することができる。

第五條 電気使用者は、左に掲げる制限を超えて同項に電燈を使用することができない。

一 商店（物品の取売を業とするものに限る）には、一店舗又は建物の各階が二十坪以下の場合には一店舗又は建物の各階毎に二燈以内、二十坪を超える場合には一店舗又は建物の各階について十坪又はその端数毎に一燈以内。但し、便所、階段その他の附属設備で独立の照明を必要とする区かくについては、その区かく毎に一燈。

二 旅館及び飲食店、キャバレー、ダンスホール、クラブ、遊戯場、待合、貸席その他これに類する娯楽場には、独立の照明を必要とする一室又は一区かくについて十坪又

以下の端数毎に一燈以内  
前項各号の電燈一燈の大きさは、百ワットを越えることができない。  
第六條 商工局長は、第一條、第二條又は第五條の規定に違反して電氣を使用した者があ  
る場合には、電氣事業者又は当該電氣使用者に対して電氣の供給又は使用の停止を命ず  
ることができる。

裏面白紙

# 緊急電力調節実施要領

ニニ一〇  
商工省電力局

## 一、方針

配電線の緊急遮断の頻発のため産業及び民主に必要欠くことの出来ない電力供給が行はれない現状と打開し晝間は産業用電力、夜間は家庭電灯用電力の確保を圖り且現下の石炭事情に鑑み発電用炭を極力節約する目的を以て緊急措置として現行の休電日制度に加え電気事業法に基き使用禁止時間制、点灯数制限、禁止需用設定等を行う。

尚本制度を確實に守るにより夜間に於ける家庭用電灯及び休電日並びに使用禁止時間外の産業用電力は確實に供給し得る見込である。

## 二、要領

### (一) 電燈

#### (イ) 使用時間の制限

住宅用及び業務用電灯(地下室、その他晝間にも点灯を必要とする場所)に使用せられるものを除く。は午前六時三十分から午後四時三十分まで使用を禁止する。

#### (ロ) 点灯数の制限

(A) 商店(物品の販賣を業とするものに限る)は一店舗各階につき同時に二灯を超える点灯を禁止する。但し各階につき二十坪を超える場合には超過分十坪毎に一灯を増加することが出来る。

前項の制限はその附屬設備である便所、階段等、獨立の照明を必要とする区劃には適用しない。

(B) 旅館及び飲食店、ギヤレ、ダンスホール、クラブ、遊戯場待合、貸席等の娯樂場は獨立の照明を必要とする一室又は一區劃につき一灯を超える点灯を禁止する。但しその一室又は一區劃が十坪を超える場合には超過分十坪毎に一灯を増加することが出来る。

(C) 前各項の電灯の大きさは一灯につき一〇〇ワットを超えることが出来ない。

### (二) 電熱等

(イ) 炊事用電熱器の使用は午前六時から午後八時まで禁止する。

(ロ) 採暖用及び電気風扇用電熱器(公衆浴場用)のものを除く。の使用を禁止する。

い、電気製塩、電気ボイラー、廣告灯、看板灯、電飾等による電気の使用を禁止する。

(二) 公衆浴場用の電気風呂の使用については商工局長の指示による。

(三) 産業用電力(電灯を除く)

専用配電線であると一般配電線であるとを問はず全工場に對し左の時間電氣の使用を禁止する。

午後四時から午後九時まで(但し休電日に於いては午前七時から午後九時まで)

但し甲類のに屬する工場及び事業場設備保安上停電し得ない工場及び事業場並びに特別の事情により商工局長の認可を受けたものはこの限りでない。これ等の工場、事業場はその旨を標示する標識を公衆の見易い箇所に掲げて置かねばならない。

(四) 本要領は十一月を限り實施する。但し、情況により十二月以降にも實施することがある。

(五) 本要領は全国に亘り實施する。但し地方の情況により商工局長はその實施を緩和又は停止することが出来る。

三、措置

本要領の實効を擧げる爲、新聞、ラジオによる啓發宣傳、官民における監視機構の強化、民間電力自制組織の活用を圖る。特に違反の取締については公衆による相互監視に期待し民間電力自制組織の積極的協力を得る如く措置する。尚取締の重点を便乗員荷地域に置き惡質の違反者には告發、送電停止等の制裁を加える。



臨時人事委員全事務局長

以上各通

安不 (二)

電気需給調整規則第二條の想定一部施行に關する件  
標記の件はついで、別紙のとおり高工次官から通牒があつた  
のでよろしく御配意願ひなさい。

内閣

裏面白紙

（別紙添附）

二二電第一〇九四号

昭和二十二年十一月十五日

商工次官

内閣官房 長官 殿

電氣需給調整規則第二條の規定一部施行に關する件  
 首題の件に關し、總理廳令 商工省令 第六号電氣需給調整規則第二條の施行は、  
 同規則附則第一項により十二月一日より適用されることとしたが、第三種  
 需用及び第三種需用に對しては、最近の電力事情に鑑み、速やかなる施行  
 を不可避の要があるとして、今般別添の通り、その施行期日を十一月十五日と定め  
 らるる旨を通知せられたり。

なお、官公署は、第三種需用に該當するもので、これに對しては、経済安定本部訓  
 令第五号附則第三項より、同令に基き、電氣需給調整規則の趣旨が適  
 用されるので、割當の遵守方を依頼する。

總理廳令 第七号  
商工省令 第七号

電氣需給調整規則第二條の規定一部施行に關する件を、次のように定め  
る。

昭和二十二年十一月十四日

内閣總理大臣  
商工大臣  
名 名

電氣需給調整規則第二條の規定は、同規則附則第一條の規定にかゝわ  
らず、昭和二十二年十一月十五日から、これを施行する。但し、同規則  
別表(一)に掲げる第一種需用については同年十二月一日から、これを適用す  
る。

電氣需給調整規則附則第二條の規定により効力を有する同規則の従前  
の第二條の規定により、電氣の使用制限の行われている地域における同  
規則別表(一)における第二種需用及び第三種需用で、この命令施行の日か  
ら昭和二十二年十一月三十日まではその使用電力量の計量の行われな  
電使用者のその計量の行われる日までの電氣の使用制限については、前  
項の規定にかゝわらず、なお従前の規定による。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

臨時人事委員事務局長

以上各通

案(三)

電力割当制実施に伴う告示制定に關する件  
標記の件について、別紙のとおり高工次官から通牒があ  
つたのでよろしく御配意願います。

内  
閣

裏面白紙

裏面白紙

二二電第一〇五九号

昭和二十二年十一月十一日

水園下房長 殿

商工次官



電力割当制実施に伴う告示制定に関する件（二二電局第八三三号関連）

首題の件に關し昭和二十二年十月十五日 総理府 令第六号を以て公布された

「電気需給調整規則」に基く告示を別添へ通り定めたる昭和二十二年九月十三日附  
経済安定本部訓令第十五号附則第三項により電力需給調整要領は國の需用にも適用  
されるので電気需給調整規則第二條に規定する電気事業者が受電する電気につ  
いては使用電力量の割当は勿論超過加算金の徴収、第四種需用の使用禁止につ  
いては一般の需用と同様に取扱うこと、なるので貴管下各機関に対し右の趣旨を徹底  
するよう指導されたい。

總理廳  
商工省 告示第四号

電氣帶給調整規則による割当基準等について、次のように定める。

昭和二十二年十一月十一日

内閣 總理大臣 片山 哲  
商工 大臣 水谷長三郎

裏面白紙

第一條 電気需給調整規則（以下單に規則という。）第二條第一項により左の電気事業者を指定する。

黒部川電力株式会社

日本冶金株式会社

住友共同電力株式会社

第二條 規則第三條第一項第二号の業種別負荷率及び需用区分別事業率三別表（一）のよりに、同項第三号の割当基準と別表（二）のよりに定める。

第三條 規則別表（一）に掲げる第二種需用（以下單に第一種需用という。）第二種需用及び第四種需用についても、これに準ずる。）を左のように分類する。

一 甲類（一）

第一種需用中左に掲げる業種に属するもの及び商工大臣又は商工局長が特にこれに属するものとして工場、事業場を指定したもの。

（一） 石炭鉱業

（二） かんがい、排水

（三） 精米、製粉、精麦業（政府又は食糧営園の所有するものを加工する工場に属するもの。）

（四） 脱穀調整（商工局長が指定する期間に限る。）

（五） 新聞（鉛字機を有するものに限る。）、通信、放送事業

（六） 電気、ガス、水道事業

（七） 鉄道、軌道事業

二 乙類（一）及び乙類

第一種需用中商工大臣又は商工局長が、それそれ甲類（一）及び乙類に属するものとして指定したもの。

三 丙類

甲類及び乙類に属しないもの。

第二種需用を左のように分類する。

一 甲類

- (1) 学術医務用
  - (2) 事務所用
  - (3) 商店用
  - (4) 公衆浴場
  - (5) 娯楽場用中公会堂、劇場及び外食食堂
- ニ 乙類

前号(5)に掲げる以外の娯楽場用

第四條 規則第十條第二項の規定により割当を減少する場合の地域区分及び割当の減少率を、別表(三)及び別表(四)のように定める。

第五條 規則第十一條第一項の規定により、電氣の使用を停止する日と指定する場合の段階を、別表(五)のように定め、電熱器用(第二種需用及び第三種需用のものに限る。)の電氣の使用を停止する時間を、次のように指定する。

午後五時から午後八時まで

第六條 左に掲げる事項は東北地方へ第四條による地域区分に従う。以下同様とする。

及本州中央部については商工大臣、中國、四國、九州及び北海道地方については、商工局長が、これを行う。

一 規則第十條第一項の規定による割当の増加及び同條第二項の規定による割当の減少

二 規則第十一條第一項の規定による電氣の使用を停止する日又は時間或は日、週、旬若しくは半月に於ける使用電力量又は時間、日、週、旬若しくは月の使用最大電力量の限度の指定

三 規則第十二條第二号の規定による第四種需用乙類に電氣を使用できな期間の指定

規則第十一條第一項の規定による日、週、旬若しくは半月における使用電力量或は日、週、旬又は月の使用最大電力量の限度の指定は、前項の規定にかかわらず、東北地方及び本州中央部についても商工局長が、これを行うことができる。

第七條 第四種需用甲類の調理用及び湯浴用電熱器(従量制により使用する一電氣使用量の電熱器総容量一、ニキロワット以下のものに限る。)と使用できる地区は、北海



裏面白紙

道、東北、本州中央部、中国及び四国地方とする。

第八條 規則第二十四條の規定による超過加算料金の率は、一キロワット時について十五円とする。

第九條 規則第二條第二項による割当に対する使用電力量の計量は、左による。

- 一 毎月の割当に対する使用電力量の計量は、電気事業者の行うその月の積算電力量の読みによる。
- 二 産業用大口電気使用者については、検針期間が曆月に一致しない場合には、その検針期間に対する割当電力量は日割により、これを計算する。
- 三 定例検針日の変更により検針期間に延伸があつた場合又は検針期間の中途において割当電力量の変更があつた場合には、その検針期間に対する割当電力量は、日割により、これを計算する。

業種	公共事業		電	農	その他	工業	業工	業工	業工	業工
	新	上								
その他	八八〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇
その他	六〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇

学	化	業工	業工	業工	業工	業工
石製有硫	カ	石製有硫	石製有硫	石製有硫	石製有硫	石製有硫
油	油	油	油	油	油	油
精	精	精	精	精	精	精
合	合	合	合	合	合	合
製	製	製	製	製	製	製
塩	塩	塩	塩	塩	塩	塩
成	成	成	成	成	成	成
字	字	字	字	字	字	字

別表(一)  
業種別負荷率(受電電力一キロワット当りの一箇月の使用電力量をもって表わす。)

二、需用区分別要率

需用区分	要率
甲類 (イ)	百分の百
甲類 (ロ)	百分の九十五
乙類	百分の九十
丙類	百分の八十

別表 (二)

第二種需用及び第三種需用の割当基準表  
一、第二種需用 (業務用需用)

類別契約種別	契約細別	電カ量割当	基準
甲類普通電燈	普通電燈	一燈一割	長時間実燈地域
契約燈数二十燈以上の分は、一燈一割、三キロワット時、二十一燈以上の分は、一燈一割、三キロワット時、三十三キロワット時を最低限度とする。			一般地域の六十キロワット時を七十キロワット時と読みかえたもの
契約燈数一キロワットにつき六十キロワット時			一般地域の七十キロワット時を八十キロワット時と読みかえたもの
契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時			一般地域の六十キロワット時を七十キロワット時と読みかえたもの
契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時			一般地域の六十キロワット時を七十キロワット時と読みかえたもの

大口電燈	綜合電カ	小口電カ	定額電燈
電燈分は、普通電燈の場合と同様、電氣部各分は、一般地域と同様	電燈分は、普通電燈の場合と同様、電氣部各分は、一般地域と同様	電燈分は、普通電燈の場合と同様、電氣部各分は、一般地域と同様	電燈分は、普通電燈の場合と同様、電氣部各分は、一般地域と同様
契約燈数一キロワットにつき六十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき六十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時
契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時
契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時	契約燈数一キロワットにつき三十キロワット時

定額電燈	一般地域と同様	(2)
乙類 従量電燈	普通電燈	<p>商店用(百貨店を除く)は總容量百二十ワット。但し、告示公布の時の取附總容量百二十ワットを超え二百ワット以下のものは、告示公布の時の取附總容量二百ワットを超えるものは、總容量二百ワット。なお、既設のもので計器未取附のため、右の限度により難いものは、五燈から七燈までは三百ワット、八燈以上は五百ワットを限度とする。</p> <p>前二項の割当基準量にはラジオ受信器の容量を含まないものとする。(定額電燈については以下同様)</p>
大口電燈	綜合電燈	<p>契約燈数二十燈までの場合は一燈につき二・五キロワット時、二十一燈以上の分は一燈につき一キロワット時。但し、二十五キロワット時を最低限度とする。</p> <p>電燈分は、普通電燈の場合と同様、電氣機器(電動機に限る)分は、契約容量一キロワットにつき三十キロワット時</p> <p>契約容量一キロワットにつき四十キロワット時</p>
一般地域と同様	<p>一般地域の二・五キロワット時を三・五キロワット時と讀みかえたもの。但し、三十五キロワット時を最低限度とする。</p> <p>電燈分は、右と同様、電氣器分は一般地域と同様</p> <p>一般地域の四十キロワット時と五十キロワット時と讀みかえたもの</p>	

綜合電力	綜合電燈	<p>契約容量一キロワットにつき五十キロワット時</p> <p>契約容量一キロワットにつき三十キロワット時</p> <p>甲類商店用(百貨店を除く)と同様</p>	<p>一般地域、五十キロワット時、六十キロワット時と讀みかえたもの</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p>
小口電力	綜合電燈	<p>契約容量一キロワットにつき三十キロワット時</p> <p>甲類商店用(百貨店を除く)と同様</p>	<p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p>
定額電燈	普通電燈	<p>電燈分は、普通電燈の場合と同様、電氣機器(電動機分は、契約容量キロワットにつき三十キロワット時、調理用及び湯沸用電熱器分は、甲地区及び乙地区並びに世帯人員(外食者を除く)の数により左の量</p>	<p>長時間点燈地域</p> <p>電燈分は右と同様、電氣機器(電動機及び湯沸用電熱器分は、甲地区及び乙地区並びに世帯人員(外食者を除く)の数により左の量</p>
二 第三種需用(住宅用需用)	住宅用	<p>電力割当基準</p> <p>一般地域</p>	<p>長時間点燈地域</p> <p>電燈分は右と同様、電氣機器(電動機及び湯沸用電熱器分は、甲地区及び乙地区並びに世帯人員(外食者を除く)の数により左の量</p>

大口電燈	綜合電力 小口電力	定額電燈
<p>甲地区 一人二十キロワット時 二人及び三人三十キロワット時 四人以上四十キロワット時</p> <p>乙地区 一人十五キロワット時 二人及び三人二十キロワット時 四人以上三十キロワット時</p> <p>契約容量十キロワットにつき四十キロワット時</p> <p>大口電燈の場合と同様</p> <p>契約容量一キロワットにつき三十キロワット時</p> <p>總容量百二十ワット。但し、市示公債の時、又附總容量百二十ワットを超え二百ワット以下のものは、市示公債の時、或附總容量、二百ワットを超え、るものは、總容量二百ワット</p> <p>一般地域の四十キロワット時を五十キロワット時と読みかへたもの</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p>	<p>大口電燈の場合と同様</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p>	<p>大口電燈の場合と同様</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p>

乙類  
(特殊  
住宅用)

従量電燈	普通電燈
<p>大口電燈</p> <p>綜合電力 小口電力</p> <p>定額電燈</p>	<p>綜合電燈</p>
<p>契約容量一燈につき七キロワット時</p> <p>電燈分は、普通電燈の場合と同様、電気機器の電動機分は、契約容量一キロワットにつき三十キロワット時、調理用及び湯沸用電熱器分は、甲地区及び乙地区並に、浴室、世帯毎の世帯人員(外食者を除く)の人数により左の量を合計した量</p> <p>甲地区 一人二十キロワット時 二人及び三人三十キロワット時 四人以上四十キロワット時</p> <p>乙地区 一人十五キロワット時 二人及び三人二十キロワット時 四人以上三十キロワット時</p> <p>契約容量一キロワットにつき百キロワット時</p> <p>大口電燈の場合と同様</p> <p>契約容量一キロワットにつき三十キロワット時</p> <p>總容量百二十キロワット。但し、市示公債の時、又附總容量百二十ワットを超え、るものは、市示公債の時、或附總容量、二百ワットを超え、るものは、總容量二百ワット</p> <p>一般地域の七キロワット時を八キロワット時と読みかへたもの</p> <p>電燈分は、右と同様、電気機器の電動機分及び調理用及び湯沸用電熱器分は、一般地域と同様</p> <p>一般地域の百二十キロワット時を百四十キロワット時と読みかへたもの</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p>	<p>大口電燈の場合と同様</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p> <p>一般地域と同様</p>

一 表中の割当電力量は、一箇月の分とし、一契約毎に算定する。

二 従量制総合電燈契約により電気を電動機に使用する者は、当該機器の容量とその電  
氣を供給する電気事業者（以下単に電気事業者といふ。）と届け出なければ、電動機  
分の割当を受けることができない。この場合届け出た機器の定格容量を契約容量とみ  
なす。但し、機器容量の単位が馬力の場合は、一馬力を一キロワットとみなす。

三 調理用又は湯沸用電熱器分の割当は、左に掲げる甲地区及び乙地区における第三種  
需用田類（一般住宅用）及び乙類（特殊住宅用）の電気使用者（二十四時間サービス係  
給を受ける者を除く。）で、従量制総合電燈契約を有し、且つ、電熱器使用世帯人員  
に関する届書と電気事業者に提出した者でなければ、これを受けることができない。

(イ) 甲地区 仙臺市、崎玉縣下各市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、銚子市、東  
京都下二十三区及び各市、神奈川縣下各市、新潟市、富山市、高岡市、  
静岡市、濱松市、愛知縣下各市、京都府下各市、大阪府下各市、兵庫県  
下各市、廣島市、吳市、高松市並びに本号に属するものとして商工局長  
の指定する地区

(ロ) 乙地区 九州地方以外の地域の各市（前号に掲げるものを除く。）及び本号に属  
するものとして商工局長の指定する地区

前項の届書の記載事項で、割当に差異を生ずる変更があつた場合には、左の期日  
で、その旨を電気事業者に届け出なければならぬものとし、この届け出による割  
当の変更は、この期日の翌月分から、これを行ふ。なおこの届け出を怠つた場合には、  
三箇月以内電熱器分の割当としないことがある。

- (イ) 一月一日から 三月三十一日までに変更のあつた分は、 三月三十一日
- (ロ) 四月一日から 六月 三十日までに変更のあつた分は、 六月 三十日
- (ハ) 七月一日から 九月 三十日までに変更のあつた分は、 九月 三十日
- (ニ) 十月一日から十二月三十一日までに変更のあつた分は、十二月三十一日

四 第三種需用田類の従量制総合電燈契約による電気使用者に対する調理用又は湯沸用  
電熱器分の割当は、二世帯以上同一契約により電気を使用する場合には、各世帯につ  
いての基準量の合計とする。

五 第二種需用の従量制普通電燈以外の契約による電気使用者が、業務の性質上他の燃  
料によることができないで、作業用電熱器を常時使用するため割当電力により建

場合には、電気事業者に対する申し出により、電気容量一キロワットにつき五キ  
ロワット時(割当電力量)算出基礎中に電気容量の容量が算入されてゐる場合には、  
その分の基量と控除する。と加算する。

六 第三種需用甲類(一般住家用)の従量制購電契約による電気使用が、二世帯(一世  
帯が十人以上の場合)は二世帯とみなす。以上同一契約により電気を使用するため、  
又は中学校若しくは小・中・高等学校以上の学生、生徒があるため、割当電力量により難い  
場合には、これを確認する証明書と添えた電気事業者に対する申し出により、申出  
後半年間を限り左を加算する。

- (イ) 二世帯以上一世帯を指す毎に 十キロワット時
- (ロ) 学生、生徒 二人まで 三キロワット時
- 三人以上 五キロワット時

七 第三種需用の電気使用者が産、葬儀、始礼又は病人看護のため、割当電力量に  
り難い場合には、これを確認する証明書と添えた電気事業者に対する申し出により、  
左を加算する。

- (イ) 産 産 一日一キロワット時、一回トつき十キロワット時以内
- (ロ) 葬 葬 一回トつき五キロワット時
- (ハ) 始礼 始礼 一回トつき五キロワット時
- (ニ) 病人看護 病人看護 一キロワット時ト所毎日数を算したも

八 第二種需用又は第三種需用の電気使用者は、左に掲げる事由により割当電力量に  
り難い場合には、その事由を明記し、電気事業者を経由して、規則第九條第一項の規  
定による割当の変更を申し出ることができる。

- (イ) 湧水排水のため、長時間電動機を使用するとき
- (ロ) 業務の性質又は建物の構造により、長時間発電を必要とするとき
- (ハ) その他特別の事情のため、割当以上の電気を使用しなければならぬとき

備考

- 一 表中長時間発電地域とは、北海道、青森縣、秋田縣及び山形縣並びに積雪が多いた  
め長時間の点燈を必要とする地方で、当工局長の指定する地域をいふ。
- 二 表中契約種別及び組別は、それを示すものといふ。

- (イ) 従量電燈とは、積算電力計により使用電力量<sup>(電力量)</sup>を計量する装置のある電燈需用、定額電燈  
とは、積算電力計の施設のない電燈需用
- (ロ) 普通電燈とは、電燈のみの需用、綜合電燈とは、電燈需用に、容量五百ボルトア  
ンペア以上の電気機器を併用するもの
- (ハ) 大口電燈とは、常時使用する電燈設備容量六キロワット以上の需用
- (ニ) 綜合電燈とは、契約最大電力二十キロワット以上の電氣を同一の電氣方式及び電  
圧により電燈と電動機、加熱器その他の電氣機器とに常時共用する需用で、その電  
燈設備が電氣使用全設備の二割以上八割以下のもの
- (ホ) 小口電力とは、契約最大電力五十キロワット未満の電氣と常時電動機、加熱器そ  
の他の電氣機器に使用する需用



別表(三) 地域区分表

九州地方	四国地方	中国地方	本州中央部	東北地方	北海道地方
福岡縣、大分縣、宮崎縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿児島縣	香川縣(小豆郡及び香川郡直島村を除く)、愛媛縣(中国地方に属するものを除く)、徳島縣、高知縣	島根縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、香川縣(小豆郡及び香川郡直島村に限る)、愛媛縣越知郡(弓削村、魚島村、岩城村、東伯方町、西伯方村、大山村、宮窪村、津倉村、龜山村、瀬浦村、瀬戸崎村、盛口村、浦村、鏡村、岡山村、關前村及び生名村に限る。)	井縣、滋賀縣、京都府、大阪府、和歌山縣、奈良縣、兵庫縣	青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣、宮城縣、福島縣	北海道

別表(四)

割当の減少率

一 第一種需用

丙類	乙類	甲類(ロ)	甲類(イ)	乙分
割当電力量の百分の七十	割当電力量の百分の八十	割当電力量の百分の九十	割当電力量の百分の百	第一種需用の減少率
割当電力量の百分の七十	割当電力量の百分の七十	割当電力量の百分の八十	割当電力量の百分の九十	第二種需用の減少率

二 第二種需用及び第三種需用

第三種需用	第二種需用	区分
割当電力量の百分の八十	割当電力量の百分の八十	減少率

別表(五)

休電日指定の段階

第三種需用	第二種需用	第一種需用			需用区分
		丙類	乙類	甲類(イ)	
週一 日	週一 日	週一 日	隔週一 日	隔週一 日	第一級
週二 日	週二 日	週二 日	週一 日	週一 日	第二級
週三 日	週三 日	週三 日	週二 日	週一 日	第三級

休電日において電氣の使用を停止する時間は、第一種需用については、午前五時から  
 午後十時まで、第二種需用及び第三種需用については、午前七時から午後五時までを基  
 準とする。

裏面白紙